

改 定 後 (表紙)

盛岡市水道工事
標準仕様書

令和6年4月1日以降適用

盛岡市上下水道局

改 定 前 (表紙)

盛岡市水道工事
標準仕様書

令和5年10月1日以降適用

盛岡市上下水道局

改定後（目次）

目次

第1章 総則

1-1 適用	①-1
1-2 用語の定義	①-1
1-3 設計図書の照査等	①-3
1-4 監督職員	①-4
1-5 工事の着手	①-4
1-6 工事の下請負	①-5
1-7 受注者相互の協力	①-5
1-8 調査・試験に対する協力	①-5
1-9 工事の一時中止	①-5
1-10 工期変更	①-6
1-11 設計図書の変更等	①-6
1-12 建設副産物	①-7
1-13 工事实績情報の作成、登録申請	①-7
1-14 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	①-8
1-15 数量の算出及び完成図	①-9
1-16 工事完成検査	①-9
1-17 既済部分検査	①-10
1-18 中間検査	①-10
1-19 部分使用	①-11
1-20 履行報告	①-11
1-21 工事関係者に対する措置請求	①-11
1-22 諸法令の遵守	①-11
1-23 官公庁等への手続等	①-12
1-24 施工時期及び施工時間の変更	①-13
1-25 不可抗力による損害	①-13
1-26 特許権等	①-14
1-27 保険の付保及び事故の補償	①-14
1-28 臨機の措置	①-14

改定前（目次）

目次

第1章 総則

1-1 適用	①-1
1-2 用語の定義	①-1
1-3 設計図書の照査等	①-3
1-4 監督職員	①-4
1-5 工事の着手	①-4
1-6 工事の下請負	①-5
1-7 受注者相互の協力	①-5
1-8 調査・試験に対する協力	①-5
1-9 工事の一時中止	①-5
1-10 工期変更	①-6
1-11 設計図書の変更等	①-6
1-12 建設副産物	①-7
1-13 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	①-7
1-14 数量の算出及び完成図	①-8
1-15 工事完成検査	①-9
1-16 既済部分検査	①-9
1-17 中間検査	①-10
1-18 部分使用	①-10
1-19 履行報告	①-10
1-20 工事関係者に対する措置請求	①-10
1-21 諸法令の遵守	①-11
1-22 官公庁等への手続等	①-12
1-23 施工時期及び施工時間の変更	①-12
1-24 不可抗力による損害	①-13
1-25 特許権等	①-13
1-26 保険の付保及び事故の補償	①-13
1-27 臨機の措置	①-14
1-28 準拠する仕様書等	①-14

改定後（目次）

1-29 準拠する仕様書等 ①-14

第2章 提出書類

2-1 提出書類 ②-1

2-2 工事着手届 ②-1

2-3 請負代金内訳書及び工程表 ②-1

2-4 現場代理人等通知書及び経歴書 ②-1

2-5 技能者届 ②-1

2-6 施工計画書 ②-2

2-7 施工体制台帳 ②-2

2-8 工事週報 ②-3

2-9 一時休業届 ②-3

2-10 工事施工連絡票 ②-3

2-11 工事完成届 ②-3

2-12 完成検査時の提出書類 ②-3

2-13 工事完成図面 ②-4

2-14 工事写真 ②-4

2-15 工事完成引渡書 ②-4

別表2-1 「提出書類チェックシート」 ②-5

第3章 施工管理

3-1 施工管理 ③-1

3-2 工事測量 ③-1

3-3 工事中の安全確保 ③-2

3-4 環境対策 ③-3

3-5 文化財の保護 ③-4

3-6 沿道居住者への広報 ③-4

3-7 交通安全管理 ③-4

3-8 爆発及び火災の防止 ③-5

3-9 工事用地等の使用 ③-6

3-10 跡片付け ③-6

3-11 事故報告 ③-6

改定前（目次）

第2章 提出書類

2-1 提出書類 ②-1

2-2 工事着手届 ②-1

2-3 請負代金内訳書及び工程表 ②-1

2-4 現場代理人等通知書及び経歴書 ②-1

2-5 技能者届 ②-1

2-6 施工計画書 ②-2

2-7 工事カルテ作成、登録 ②-2

2-8 施工体制台帳 ②-3

2-9 工事週報 ②-3

2-10 一時休業届 ②-3

2-11 工事施工連絡票 ②-4

2-12 工事完成届 ②-4

2-13 完成検査時の提出書類 ②-4

2-14 工事完成図面 ②-4

2-15 工事写真 ②-5

2-16 工事完成引渡書 ②-5

別表2-1 「提出書類チェックシート」 ②-6

第3章 施工管理

3-1 施工管理 ③-1

3-2 工事測量 ③-1

3-3 工事中の安全確保 ③-2

3-4 環境対策 ③-3

3-5 文化財の保護 ③-4

3-6 沿道居住者への広報 ③-4

3-7 交通安全管理 ③-4

3-8 爆発及び火災の防止 ③-5

3-9 工事用地等の使用 ③-6

3-10 跡片付け ③-6

3-11 事故報告 ③-6

別図3-1 「工事標示板」 ③-7

改 定 後 (目次)	改 定 前 (目次)
9-4 給水装置工事配管技能者 ⑨-1	
別図9-1 「給水管切替標準図」 ⑨-2	
第10章 工事現場等に掲げる標識類	第10章 工事現場等に掲げる標識類
10-1 義務 ⑩-1	10-1 義務 ⑩-1
10-2 掲示必須の標識類 ⑩-1	10-2 掲示必須の標識類 ⑩-1
10-3 掲示が望ましい標識類(例) ⑩-7	10-3 掲示が望ましい標識類(例) ⑩-6
<要 領>	<要 領>
① 施工計画書作成要領 要領①-1	① 施工計画書作成要領 要領①-1
② 家屋・井戸調査要領 要領②-1	② 家屋・井戸調査要領 要領②-1
③ 工事写真の整理及び撮影要領 要領③-1	③ 工事写真の整理及び撮影要領 要領③-1
別表3-1 「撮影箇所一覧表」 要領③-4	別表3-1 「撮影箇所一覧表」 要領③-4
④ 工事完成図面作成要領 要領④-1	④ 工事完成図面作成要領 要領④-1
別表4-1 「管路記号一覧表」 要領④-4	別表4-1 「管路記号一覧表」 要領④-4
別表4-2 「電子記憶媒体作成仕様」 要領④-6	別表4-2 「電子記憶媒体作成仕様」 要領④-6
CD-Rに明記する情報の記入例 要領④-7	CD-Rに明記する情報の記入例 要領④-7
別表4-3 「工事完成図面情報入力票」 要領④-8	別表4-3 「工事完成図面情報入力票」 要領④-8
別図4-1-(1) 「図面の様式」 要領④-9	別図4-1-(1) 「図面の様式」 要領④-9
別図4-1-(2) 「標題の整飾図」 要領④-10	別図4-1-(2) 「標題の整飾図」 要領④-10
別図4-2 「完成図記載例」 要領④-11	別図4-2 「完成図記載例」 要領④-11
⑤ ポリピッグを用いた管内洗浄作業要領 要領⑤-1	⑤ ポリピッグを用いた管内洗浄作業要領 要領⑤-1
<基 準>	<基 準>
① 水道工事施工管理基準 管理基準①-1	① 水道工事施工管理基準 管理基準①-1
② 出来形管理基準 管理基準②-1	② 出来形管理基準 管理基準②-1
③ 品質管理基準 管理基準③-1	③ 品質管理基準 管理基準③-1
④ 電子納品基準 管理基準④-1	④ 工事写真帳基準 管理基準④-1
⑤ 工事写真帳作成基準 管理基準⑤-1	⑤ 電子納品基準 管理基準⑤-1
<仕 様 書>	<仕 様 書>
① 空気弁室, 排水弁室及び仕切弁室用鉄蓋仕様書 仕様書①-1	① 空気弁室, 排水弁室及び仕切弁室用鉄蓋仕様書 仕様書①-1
	別図1-1 「鉄蓋標準図(T-14用)」 仕様書①-2
	別図1-2 「鉄蓋標準図(T-25用)」 仕様書①-3
	② 組立マンホール仕様書 仕様書②-1

改 定 後 (目次)		改 定 前 (目次)	
別図1-1 「鉄蓋標準図 (T-14用)」	仕様書①-2	別図2-1 「組立マンホール標準図」	仕様書②-2
別図1-2 「鉄蓋標準図 (T-25用)」	仕様書①-3	③ 排水弁室仕様書	仕様書③-1
② 組立マンホール仕様書	仕様書②-1	別図3-1 「鉄蓋標準図 (T-14用)」	仕様書③-2
別図2-1 「組立マンホール標準図」	仕様書②-2	別図3-2 「鉄蓋標準図 (T-25用)」	仕様書③-3
③ 排水弁室仕様書	仕様書③-1	別図3-3 「弁室構造図」	仕様書③-4
別図3-1 「鉄蓋標準図 (T-25用)」	仕様書③-2	④ 消火栓室用鉄蓋仕様書	仕様書④-1
別図3-2 「弁室構造図」	仕様書③-3	別図4-1 「鉄蓋標準図 (T-14用)」	仕様書④-2
④ 消火栓室用鉄蓋仕様書	仕様書④-1	別図4-2 「鉄蓋標準図 (T-25用)」	仕様書④-3
別図4-1 「鉄蓋標準図 (T-14用)」	仕様書④-2	⑤ 仕切弁管仕様書	仕様書⑤-1
別図4-2 「鉄蓋標準図 (T-25用)」	仕様書④-3	別図5-1 「仕切弁管A1」	仕様書⑤-2
⑤ 仕切弁管仕様書	仕様書⑤-1	別図5-2 「仕切弁管A1S」	仕様書⑤-3
別図5-1 「仕切弁管A1」	仕様書⑤-2	別図5-3 「仕切弁管A1L」	仕様書⑤-4
別図5-2 「仕切弁管A1S」	仕様書⑤-3	別図5-4 「仕切弁管A2」	仕様書⑤-5
別図5-3 「仕切弁管A1L」	仕様書⑤-4	別図5-5 「仕切弁管蓋」	仕様書⑤-6
別図5-4 「仕切弁管A2」	仕様書⑤-5		
別図5-5 「仕切弁管蓋」	仕様書⑤-6		
<記 載 例>		<記 載 例>	
① 水道工事のおしらせ (例)	記載例-①	① 水道工事のおしらせ (例)	記載例-①
② 断水のお知らせ (例)	記載例-②	② 断水のお知らせ (例)	記載例-②
<様 式>		<様 式>	
・工事着手届	様式第1号	・工事着手届	様式第1号
・当初 (変更) 工事工程表届	様式第2号	・当初 (変更) 工事工程表届	様式第2号
・工事打合簿	様式第5号	・工事打合簿	様式第5号
・現場代理人等通知書	様式第8号	・現場代理人等通知書	様式第8号
・経歴書	様式第8号別紙	・経歴書	様式第8号別紙
・工事材料検査願	様式第9号	・工事材料検査願	様式第9号
・工事材料承諾願	様式第11号	・工事材料承諾願	様式第11号
・工事週報	様式第12号	・工事週報	様式第12号
・工事完成届	様式第15号	・工事完成届	様式第15号
・工事完成引渡書	様式第16号	・工事完成引渡書	様式第16号
		・工事請負代金前払金申請書	様式第17号
		・出来形部分確認願	様式第18号

改定後（総則）

① -7 [本編]

いて完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-12 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあたっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員及び検査職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。
7. 受注者は、建設廃棄物の処理後速やかに、建設廃棄物処理結果報告書（様式第22号）に処理状況写真を添えて監督職員に提出しなければならない。
8. 受注者は、工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
9. 受注者は、石綿セメント管を撤去する場合には、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則を遵守しなければならない。

1-13 工事实績情報の作成、登録申請

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受

改定前（総則）

① -7 [本編]

いて完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-12 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあたっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。
7. 受注者は、建設廃棄物の処理後速やかに、建設廃棄物処理結果報告書（様式第22号）に産業廃棄物管理票の写し及び処理状況写真を添えて監督職員に提出しなければならない。
8. 受注者は、工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
9. 受注者は、石綿セメント管を撤去する場合には、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則を遵守しなければならない。

1-13 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 監督職員は、工事が契約図書どおりにおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

改定後（総則）

① -8 [本編]

注時は契約後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、完了時は完成検査後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

なお、変更時と完了時の期間が10日間（土・日曜日及び祝日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

1-14 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 監督職員は、工事が契約図書どおりにおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
2. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。
なお、監督職員が製作工場において立会および監督職員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供するとともに、光熱費を負担しなければならない。
3. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。
4. 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
5. 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係る報告（種別、細別、予定時期等）を行わねばならない。
 - (3) 段階確認は、受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る発注者が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督職員に被覆される工事の部分の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者の費用負担で施工管理記録、

改定前（総則）

① -8 [本編]

2. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。
なお、監督職員が製作工場において立会および監督職員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供するとともに、光熱費を負担しなければならない。
3. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。
4. 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
5. 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係る報告（種別、細別、予定時期等）を行わねばならない。
 - (3) 段階確認は、受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る発注者が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督職員に被覆される工事の部分の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者の費用負担で施工管理記録、写真等の資料を整備し監督職員にこれらを提出しなければならない。

1-14 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を自らの費用により実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、数量算出及び設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。この場合、数量算出は受注者の費用により行うものとする。
3. 出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、水道工事施工管理基準（盛岡市上下水道局）、土木工事施工管理基準及び規格値（岩手県県土整備部）を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
4. 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

改定後（提出書類）

②-2 [本編]

2-6 施工計画書

1. 受注者は、契約締結後20日以内に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。
3. 受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は修繕工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
 - (1) 工事概要
 - (2) 実工程表
 - (3) 現場組織図
 - (4) 安全管理
 - (5) 主要機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境整備
 - (13) 再生資源の利用の促進
 - (14) 施工図
 - (15) その他
4. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、施工計画書（変更）を提出しなければならない。
5. 監督職員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
6. 施工計画書を作成する際は、別紙要領①「施工計画書作成要領」によるものとする。

2-7 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その請負代金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出

改定前（提出書類）

②-2 [本編]

2-6 施工計画書

1. 受注者は、契約締結後20日以内に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。
3. 受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は修繕工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
 - (1) 工事概要
 - (2) 実工程表
 - (3) 現場組織図
 - (4) 安全管理
 - (5) 主要機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境整備
 - (13) 再生資源の利用の促進
 - (14) 施工図
 - (15) その他
4. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、施工計画書（変更）を提出しなければならない。
5. 監督職員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
6. 施工計画書を作成する際は、別紙要領①「施工計画書作成要領」によるものとする。

2-7 工事实績情報の作成、登録申請

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、完了時は完成検査後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工期、

改定後（提出書類）

②-3 [本編]

について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。

3. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
4. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

2-8 工事週報

受注者は、前週分の作業内容等を記録した工事週報（様式第12号）について、配管略図及び継手チェックシート（様式第29号）を添付し、速やかに提出しなければならない。

なお、監督職員の承諾を得た工事週報及び対照用図面と共に整理した継手チェックシートは、工事完了の際においても、完成書類として提出すること。

2-9 一時休業届

受注者は、年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆等で一時休業する場合は、休業期間中の安全巡視計画を「一時休業届」（様式第21号）により、一時休業する1週間前までに監督職員に提出しなければならない。

2-10 工事施工連絡票

受注者は、断水作業、洗管作業及びバルブ操作等を行う場合には、施工を行う1週間前までに、「工事施工連絡票」（様式第20号）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2-11 工事完成届

受注者は、工事が完成した際には「工事完成届」（様式第15号）を作成し、工期内に監督職員に提出しなければならない。

2-12 完成検査時の提出書類

完成検査の際の提出書類は、監督職員の指示する書類を監督職員の確認のもと提出しなければならない。なお、提出書類は次を原則とする。

- (1) 工事完成図面
- (2) 工事週報（様式第12号）
- (3) 工事写真データ（盛岡市水道工事標準仕様書電子納品基準による）

改定前（提出書類）

②-3 [本編]

技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に写しを提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の期間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

2-8 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その請負代金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
4. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

2-9 工事週報

受注者は、前週分の作業内容等を記録した工事週報（様式第12号）について、配管略図及び継手チェックシート（様式第29号）を添付し、速やかに提出しなければならない。

なお、監督職員の承諾を得た工事週報及び対照用図面と共に整理した継手チェックシートは、工事完了の際においても、完成書類として提出すること。

2-10 一時休業届

受注者は、年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆等で一時休業する場合は、休業期間中の安全巡視計画を「一時休業届」（様式第21号）により、一時休業する1週間前までに監督職員に提出しなければならない。

改 定 後 (提出書類)

②-4 [本編]

- (4) 出来形管理図及び管理表
- (5) 品質管理図及び管理表、検査及び試験成績書等
- (6) 工事記録
以下については、必要と認める場合
- (7) 工事写真帳 (盛岡市水道工事標準仕様書工事写真帳作成基準による)
- (8) 道路占用写真 (3部)
- (9) 建設廃棄物処理結果報告書 (様式第22号)
- (10) 消火栓台帳 (様式第24号)
- (11) 空気弁台帳 (様式第27号)
- (12) 水管橋台帳 (様式第33号)
- (13) 配水幹線維持管理台帳 (様式第34号)
- (14) 給水切替及び切離報告書 (様式第28号)
- (15) 継手チェックシート (様式第29号)

2-13 工事完成図面

受注者は工事完成時、要領④「工事完成図面作成要領」に基づいて工事完成図面を作成し、次の成果品を監督職員に提出しなければならない。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 電子記憶媒体 (正、副) | 各 1 組 |
| (2) 出力図 (A1版図面) | 2 部 |
| (3) 附属弁栓類台帳 | 1 式 |
| (4) 工事完成図面情報入力票 | 1 式 |

なお、電子記憶媒体に収められた内容は、監督職員の確認を受け、内容に不備があった場合には、その指示により修正し、再度確認を受けた後に提出すること。

2-14 工事写真

受注者は、工事の進捗状況、指示箇所等を撮影し要領③「工事写真撮影要領」により、監督職員に提出しなければならない。

2-15 工事完成引渡書

受注者は、工事検査に合格した後速やかに「工事完成引渡書」(様式第16号)を作成し、監督職員に提出しなければならない。

改 定 前 (提出書類)

②-4 [本編]

2-11 工事施工連絡票

受注者は、断水作業、洗管作業及びバルブ操作等を行う場合には、施工を行う1週間前までに、「工事施工連絡票」(様式第20号)を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2-12 工事完成届

受注者は、工事が完成した際には「工事完成届」(様式第15号)を作成し、工期内に監督職員に提出しなければならない。

2-13 完成検査時の提出書類

完成検査の際の提出書類は、監督職員の指示する書類を監督職員の確認のもと提出しなければならない。なお、提出書類は次を原則とする。

- (1) 工事完成図面
- (2) 工事週報 (様式第12号)
- (3) 工事写真データ (盛岡市水道工事標準仕様書電子納品基準による)
- (4) 出来形管理図及び管理表
- (5) 品質管理図及び管理表、検査及び試験成績書等
- (6) 工事記録

以下については、必要と認める場合

- (7) 工事写真帳 (盛岡市水道工事標準仕様書工事写真帳作成基準による)
- (8) 道路占用写真 (3部)
- (9) 建設廃棄物処理結果報告書 (様式第22号)
- (10) 消火栓台帳 (様式第24号)
- (11) 空気弁台帳 (様式第27号)
- (12) 水管橋台帳 (様式第33号)
- (13) 配水幹線維持管理台帳 (様式第34号)
- (14) 給水切替及び切離報告書 (様式第28号)
- (15) 継手チェックシート (様式第29号)

2-14 工事完成図面

受注者は工事完成時、要領④「工事完成図面作成要領」に基づいて工事完成図面を作成し、次の成果品を監督職員に提出しなければならない。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 電子記憶媒体 (正、副) | 各 1 組 |
| (2) 出力図 (A1版図面) | 2 部 |
| (3) 附属弁栓類台帳 | 1 式 |
| (4) 工事完成図面情報入力票 | 1 式 |

なお、電子記憶媒体に収められた内容は、監督職員の確認を受け、内容に不備があった場合には、その指示により修正し、再度確認を受けた後に提出すること。

改 定 後 (提出書類)

改 定 前 (提出書類)

②-5 [本編]

2-15 工事写真

受注者は、工事の進捗状況、指示箇所等を撮影し要領③「工事写真撮影要領」により、監督職員に提出しなければならない。

2-16 工事完成引渡書

受注者は、工事検査に合格した後速やかに「工事完成引渡書」（様式第16号）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

改定後（提出書類）

②-5 [本編]

別表 2-1 提出書類チェックシート

提出書類	提出期日	様式	備考	チェック
工事開始前				
工事着手届	契約締結後 7 日以内	様式第 1 号		
当初工事工程表届		様式第 2 号		
請負代金内訳書		様式第 3 号		
現場代理人等通知書		様式第 8 号		
経歴書		様式第 8 号別紙		
施工計画書	契約締結後 20 日以内	様式第 19 号	施工計画書作成要領による	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	契約締結後 1 カ月以内	様式第 30 号	建設業退職金共済制度	
工事請負代金前払金申請書		様式第 17 号	前払金がある場合	
施工体制台帳			下請負契約を締結した場合	
施工体系図			下請負契約を締結した場合。	
工事材料承諾願		様式第 11 号		
工事材料検査願		様式第 9 号		
技能者届		様式第 32 号		
技能者経歴書		様式第 32 号別紙		
工事施工中				
工事打合せ簿		様式第 5 号	発注者と受注者の協議等は工事打合せ簿により実施することを原則とする	
工事週報		様式第 12 号	配管略図、継手チェックシートを添付	
工事施工連絡票	施工日の 1 週間前まで	様式第 20 号	断水、洗管等の作業を行う場合	
一時休業届	休業の 1 週間前まで	様式第 21 号	ゴールデンウィーク、お盆、正月その他長期にわたり現場を休業する時	
変更工事工程表届	変更契約締結後 7 日以内	様式第 2 号	変更契約を行った場合	
施工計画書（変更）		様式第 19 号	施工計画書を変更した場合	
工事履行報告書		様式第 31 号		

改定前（提出書類）

②-6 [本編]

別表 2-1 提出書類チェックシート

提出書類	提出期日	様式	備考	チェック
工事開始前				
工事着手届	契約締結後 7 日以内	様式第 1 号		
当初工事工程表届		様式第 2 号		
請負代金内訳書		様式第 3 号		
現場代理人等通知書		様式第 8 号		
経歴書		様式第 8 号別紙		
登録内容確認書の写し			工事請負代金 500 万円以上の場合 登録申請は契約締結後 10 日以内（土日祝日除）	
施工計画書	契約締結後 20 日以内	様式第 19 号	施工計画書作成要領による	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	契約締結後 1 カ月以内	様式第 30 号	建設業退職金共済制度	
工事請負代金前払金申請書		様式第 17 号	前払金がある場合	
施工体制台帳			下請負契約を締結した場合	
施工体系図			下請負契約を締結した場合。	
工事材料承諾願		様式第 11 号		
工事材料検査願		様式第 9 号		
技能者届		様式第 32 号		
技能者経歴書		様式第 32 号別紙		
工事施工中				
工事打合せ簿		様式第 5 号	発注者と受注者の協議等は工事打合せ簿により実施することを原則とする	
工事週報		様式第 12 号	配管略図、継手チェックシートを添付	
工事施工連絡票	施工日の 1 週間前まで	様式第 20 号	断水、洗管等の作業を行う場合	
一時休業届	休業の 1 週間前まで	様式第 21 号	ゴールデンウィーク、お盆、正月その他長期にわたり現場を休業する時	
変更工事工程表届	変更契約締結後 7 日以内	様式第 2 号	変更契約を行った場合	
施工計画書（変更）		様式第 19 号	施工計画書を変更した場合	
工事履行報告書		様式第 31 号		
登録内容確認書の写し			工事請負代金 500 万円以上の場合 登録申請は変更・訂正時から 10 日以内（土日祝日除）	

改定後（提出書類）

②-6 [本編]

工事完成時			
工事完成届	工事完成時	様式第15号	工事が完成した際
工事完成図面			工事完成図面作成要領による。
工事写真			工事写真撮影要領による。
出来形管理図及び管理表			出来形管理基準に基づく管理図等
品質管理図及び管理表			品質管理基準に基づく品質管理資料等
工事記録			工事打合簿等
建設廃棄物処理結果報告書		様式第22号	建設廃棄物がある場合
消火栓台帳		様式第24号	消火栓を設置した場合
空気弁台帳		様式第27号	空気弁を設置した場合
水管橋台帳		様式第33号	水管橋を設置した場合
配水幹線維持管理台帳		様式第34号	配水本管（φ300mm以上）を設置した場合
給水切替及び切離報告書		様式第28号	給水管の切替を行った場合
継手チェックシート		様式第29号	対照用図面を添付
工事完成引渡書		完成検査に合格後速やかに	様式第16号
監督職員が作成する書類			
工事用水量等及び断水作業報告書	洗管等作業後	様式第23号	施工の際、水道を使用した場合

改定前（提出書類）

②-7 [本編]

工事完成時			
工事完成届	工事完成時	様式第15号	工事が完成した際
工事完成図面			工事完成図面作成要領による。
工事写真			工事写真撮影要領による。
出来形管理図及び管理表			出来形管理基準に基づく管理図等
品質管理図及び管理表			品質管理基準に基づく品質管理資料等
工事記録			工事打合簿等
建設廃棄物処理結果報告書		様式第22号	建設廃棄物がある場合
消火栓台帳		様式第24号	消火栓を設置した場合
空気弁台帳		様式第27号	空気弁を設置した場合
水管橋台帳		様式第33号	水管橋を設置した場合
配水幹線維持管理台帳		様式第34号	配水本管（φ300mm以上）を設置した場合
給水切替及び切離報告書		様式第28号	給水管の切替を行った場合
継手チェックシート		様式第29号	対照用図面を添付
工事完成引渡書		完成検査に合格後速やかに	様式第16号
登録内容確認書の写し			工事請負代金 500 万円以上の場合 登録申請は工事完成から 10 日以内（土日祝日除）
監督職員が作成する書類			
工事用水量等及び断水作業報告書	洗管等作業後	様式第23号	施工の際、水道を使用した場合

改定後(材料)

④-6 [本編]

別表 4-1-(2)

【水道工事承認材料一覧表(2)】

製品名		規格等
押輪・特殊押輪類		
押輪 (FCD 製)	同軸押輪	川崎機工(株) KCA 形
特殊押輪(K 形)		川崎機工(株) KTA 形
		(株)カワト工業 MR31
		コスモ工機(株) CMB
		(株)水研 SW-S (A)
		大成機工(株) TN-30(W)
	高圧タイプ	コスモ工機(株) CMA
		(株)水研 SW-H (A)
		大成機工(株) TN-30 (R)
		コスモ工機(株) CMH
		大成機工(株) TN-30Z
離脱防止型特殊押輪(K 形)	3 DkN 以上	大成機工(株) TN-35SW
特殊割押輪(S II 形)		大成機工(株) TK-99
特殊割押輪(NS・S II 形)	継輪用	コスモ工機(株) CMNS-2
		大成機工(株) TN-30C
メカニカル形帽	K 形	コスモ工機(株) MCK-KG
	NS・S II 形	大成機工(株) TN-30C
	S II 形	コスモ工機(株) MCKP-S2
	NS 形	コスモ工機(株) MCKP-NS
既設管継手部耐震補強金具(A・K 形)	3DkN(φ75~600)	大成機工(株) TO-13H
	3DkN(φ75~250)	コスモ工機(株) CHK
	3DkN(φ300~600)	コスモ工機(株) CMWD
既設管継手部耐震補強金具(A・K 形)	1.5DkN 以上 (φ75~300)	大成機工(株) TO-99
既設管継手部耐震補強金具(T 形)	1.5DkN 以上 (φ75~250)	大成機工(株) TO-99
NS 形用管栓		コスモ工機(株) MCSP-NS
		大成機工(株) TN-06SN
GX 形用管栓		コスモ工機(株) MCSP-GX
		大成機工(株) MCSP-GXI
		大成機工(株) GX-11SN
移動用防止金具(NS 形)		コスモ工機(株) LKH
		大成機工(株) NS-07G
ポリエチレン管		
ポリエチレン管	1 種(軟質管)2 層管	JIS K 6762
ポリエチレン管継手	B 形	JWWA B 116
鋼管		
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB・SGP-PD	JWWA K 132
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB・SGP-VD	JWWA K 116
波状ステンレス鋼管(B)	SUS316	JWWA G 119

改定前(材料)

④-6 [本編]

別表 4-1-(2)

【水道工事承認材料一覧表(2)】

製品名		規格等
押輪・特殊押輪類		
押輪 (FCD 製)	同軸押輪	川崎機工(株) KCA 形
特殊押輪(K 形)		川崎機工(株) KTA 形
		(株)カワト工業 MR31
		コスモ工機(株) CMB
		(株)水研 SW-S (A)
		大成機工(株) TN-30(W)
	高圧タイプ	コスモ工機(株) CMA
		(株)水研 SW-H (A)
		大成機工(株) TN-30 (R)
		コスモ工機(株) CMH
		大成機工(株) TN-30Z
離脱防止型特殊押輪(K 形)	3 DkN 以上	大成機工(株) TN-35SW
特殊割押輪(S II 形)		大成機工(株) TK-99
特殊割押輪(NS・S II 形)	継輪用	コスモ工機(株) CMNS-2
		大成機工(株) TN-30C
メカニカル形帽	K 形	コスモ工機(株) MCK-KG
	NS・S II 形	大成機工(株) TN-30C
	S II 形	コスモ工機(株) MCKP-S2
	NS 形	コスモ工機(株) MCKP-NS
既設管継手部耐震補強金具(A・K 形)	3DkN(φ75~600)A 級	大成機工(株) TO-13H
	3DkN(φ75~150)A 級	コスモ工機(株) HKK
	0.15 d TON 以上 (B 級)	大成機工(株) TO-99
既設管継手部耐震補強金具(A・K 形)	3DkN 未満(φ200~300)B 級	コスモ工機(株) HKK
	OT キャッチャーT 形	大成機工(株) TO-99
既設管継手部耐震補強金具(T 形)	HKT	コスモ工機(株) HKT
NS 形用管栓		コスモ工機(株) MCSP-NS
GX 形用管栓		大成機工(株) TN 06SN
		コスモ工機(株) MCSP-GX
GX 形用管栓		大成機工(株) MCSP-GXI
		大成機工(株) GX-11SN
移動用防止金具(NS 形)		コスモ工機(株) LKH
		大成機工(株) NS-07G
ポリエチレン管		
ポリエチレン管	1 種(軟質管)2 層管	JIS K 6762
ポリエチレン管継手	B 形	JWWA B 116
鋼管		
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB・SGP-PD	JWWA K 132
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB・SGP-VD	JWWA K 116

改定後(材料)

④-9 [本編]

別表 4-1-(4)

【水道工事承認材料一覧表(4)】

製品名		規格等
空気弁・補修弁類		
水道用急速空気弁 (FCD製・内面粉体)	フランジ形	JWWA B 137
不凍急速型空気弁	SUS304製	前澤工業(株) MFA
		明和工業(株) MAV
ボール型補修弁 (FCD製・内外面粉体) レバー式	φ 75 H=100 (浅埋形)	(株)清水合金製作所 (株)清水鐵工所 (株)クボタ (株)栗本鐵工所 前澤工業(株) 角田鐵工(株) 幡豆工業(株) 千代田工業(株)
	φ 75 H=150	
	φ 100 H=200	
消火栓類		
地上式消火栓	単口	前澤工業(株)CX1E
		(株)北川鐵工所No.22K II
	単口 (回転式)	前澤工業(株)CR1E
		(株)北川鐵工所No.52K II
	双口	前澤工業(株)CX2E (株)北川鐵工所No.39W
コンクリートL型座台	岩手大丸コンクリート(株) 矢巾ケーハン(株)	
地下式消火栓 (FCD製・内面粉体・内外面粉体) 左回り開	単口	JWWA B 103 及び準拠 幡豆工業(株) 火消し S (株)清水合金製作所 BR型 (株)清水鐵工所 エボラントL 前澤工業(株) ニューホップライト 角田鐵工(株) ニューエース (株)クボタ ニューめ組 千代田工業(株) LLE-3 型
		双口 (2スピンドル)
不凍式排水弁	固定式φ40、50	(株)竹村製作所 MH-3、MH-4 (株)光合金製作所 DB型
マンホール		
マンホール口環蓋 (FCD製 T-14・T-25)	仕切弁室 排水弁室 空気弁室	仕様書① JWWA B 132 川彦(株) (株)トミス 長島鋳物(株) 日之出水道機器(株) 日本鋳鉄管(株) 平野鋳工(株)

改定前(材料)

④-9 [本編]

別表 4-1-(4)

【水道工事承認材料一覧表(4)】

製品名		規格等
空気弁・補修弁類		
水道用急速空気弁 (FCD製・内面粉体)	フランジ形	JWWA B 137
不凍急速型空気弁	SUS304製	前澤工業(株) MFA
		明和工業(株) MAV
ボール型補修弁 (FCD製・内外面粉体) レバー式	φ 75 H=100 (浅埋形)	(株)清水合金製作所 (株)清水鐵工所 (株)クボタ (株)栗本鐵工所 前澤工業(株) 角田鐵工(株) 幡豆工業(株) 千代田工業(株)
	φ 75 H=150	
	φ 100 H=200	
消火栓類		
地上式消火栓	単口	前澤工業(株)CX1E
		(株)北川鐵工所No.52K II
	単口 (回転式)	前澤工業(株)CR1E
		(株)北川鐵工所No.52K II
	双口	前澤工業(株)CX2E (株)北川鐵工所No.40W
コンクリートL型座台	岩手大丸コンクリート(株) 矢巾ケーハン(株)	
地下式消火栓 (FCD製・内面粉体・内外面粉体) 左回り開	単口	JWWA B 103 及び準拠 幡豆工業(株) 火消し S (株)清水合金製作所 BR型 (株)清水鐵工所 エボラントL 前澤工業(株) ニューホップライト 角田鐵工(株) ニューエース (株)クボタ ニューめ組 千代田工業(株) LLE-3 型
		双口 (2スピンドル)
不凍式排水弁	固定式φ40、50	(株)竹村製作所 MH-3、MH-4 (株)光合金製作所 DB型
マンホール		
マンホール口環蓋 (FCD製 T-14・T-25)	仕切弁室 排水弁室 空気弁室	仕様書① JWWA B 132 川彦(株) (株)トミス 長島鋳物(株) 日之出水道機器(株) 日本鋳鉄管(株) 平野鋳工(株)

改定後(材料)

④-11 [本編]

別表 4-1-(5)

【水道工事承認材料一覧表(5)】

製品名		規格等
仕切弁管		
仕切弁管	A1L (従来埋設φ50~φ100)	仕様書⑤ JWVA B 110 川彦(株)
	A1 (従来埋設φ150~φ300)	日之出水道機器(株) (株)トミス 長島鋳物(株) 平野鋳工(株) 北勢工業(株)
	A1S (浅層埋設φ50~φ200)	
	A2 (従来埋設φ400) (浅層埋設φ250~φ300)	仕様書⑤ JWVA B 110 川彦(株) 日之出水道機器(株) (株)トミス 長島鋳物(株) 平野鋳工(株)
仕切弁管台	コンクリート製 (A1、A1L、A1S号)	岩手大丸コンクリート(株) 矢巾ケーハン(株) 日之出水道機器(株)
	コンクリート製 (A2号)	岩手大丸コンクリート(株) 矢巾ケーハン(株)
	再生プラスチック製 (A1、A1L、A1S号)	川彦(株) (株)トミス 日之出水道機器(株)
	再生プラスチック製 (A2号)	(株)トミス
仕切弁台		岩手大丸コンクリート(株) 矢巾ケーハン(株)
その他		
埋設標識シート (標識部はリサイクル製 品) 幅 150mm	浅埋用 (標識部W折込、保護部シングル)	(株)アクロス サンエス護謨(株) (株)モリヤ ヨツギ(株)
	従来用 (標識部W折込)	
管明示テープ	【形状寸法】 幅 50mm×厚さ 0.2mm×長さ 20m(巻) 【印刷文字】 「盛岡市上水道 内面エポキシ樹脂粉体 塗装(西暦2年単位 例:2019~2020)」	(株)アクロス サンエス護謨(株) ヨツギ(株)
ポリエチレンスリーブ類		JWVA K 158
管探知ワイヤー	ロケーティングワイヤー	フジテコム(株)FRT-174W (株)アクロス PC706 サンエス護謨(株) ヨツギ(株) YS671 河陽電線(株)
サドル付分水栓		
サドル付分水栓 A形 S(ねじ式)	分水栓 青銅鋳物製 サドル・バンド FCD製	JWVA B 117
給水装置等		
盛岡市給水装置工事施行要領による		

改定前(材料)

④-11 [本編]

別表 4-1-(5)

【水道工事承認材料一覧表(5)】

製品名		規格等
仕切弁管		
仕切弁管	A1L (従来埋設φ50~φ100)	仕様書⑤ JWVA B 110 川彦(株)
	A1 (従来埋設φ150~φ300)	日之出水道機器(株) (株)トミス 長島鋳物(株) 平野鋳工(株) 北勢工業(株)
	A1S (浅層埋設φ50~φ200)	
	A2 (従来埋設φ400) (浅層埋設φ250~φ300)	仕様書⑤ JWVA B 110 川彦(株) 日之出水道機器(株) (株)トミス 長島鋳物(株) 平野鋳工(株)
仕切弁管台	コンクリート製	岩手大丸コンクリート(株) 矢巾ケーハン(株)
	再生プラスチック製	川彦(株) (株)トミス
仕切弁台		岩手大丸コンクリート(株) 矢巾ケーハン(株)
その他		
埋設標識シート (標識部はリサイクル製 品) 幅 150mm	浅埋用 (標識部W折込、保護部シングル)	(株)アクロス サンエス護謨(株) (株)モリヤ ヨツギ(株)
	従来用 (標識部W折込)	
管明示テープ	【形状寸法】 幅 50mm×厚さ 0.2mm×長さ 20m(巻) 【印刷文字】 「盛岡市上水道 内面エポキシ樹脂塗装 (西暦2年単位 例:2019~2020)」	(株)アクロス サンエス護謨(株) ヨツギ(株)
ポリエチレンスリーブ類		JWVA K 158
管探知ワイヤー	ロケーティングワイヤー	フジテコム(株)FRT-174W (株)アクロス PC706 サンエス護謨(株) ヨツギ(株) YS671 河陽電線(株)
サドル付分水栓		
サドル付分水栓 A形 S(ねじ式)	分水栓 青銅鋳物製 サドル・バンド FCD製	JWVA B 117
給水装置等		
盛岡市給水装置工事施行要領による		

改定後(土工)

⑤-5 [本編]

別図5-1(1)

【標準埋戻・路盤断面】

主要地方道及び県道(車道)

主要地方道及び県道(歩道)

仮復旧	5cm
粒調碎石 (40-0)	22cm
再生クラッシャーラン (40-0)	30cm
再生クラッシャーラン 又は良質土	
砂または砂質土	管上10cm

仮復旧	3cm
再生クラッシャーラン (40-0)	25cm
再生クラッシャーラン 又は良質土	
砂または砂質土	管上10cm

市道(車道:舗装幅員5.0m未満)

市道(車道:舗装幅員5.0m以上8.0m未満)

仮復旧	3cm
粒調碎石 (40-0)	12cm
再生クラッシャーラン (40-0)	30cm
再生クラッシャーラン 又は良質土 (CBR20以上)	
砂または砂質土	管上10cm

仮復旧	3cm
粒調碎石 (40-0)	14cm
再生クラッシャーラン (40-0)	34cm
再生クラッシャーラン 又は良質土 (CBR20以上)	
砂または砂質土	管上10cm

※ ポリエチレン管を布設する場合や、土質条件が配水管を布設するにあたり適当でないと認められる場合には、管防護の為に管下にも10cm、砂及び砂質土を敷くこととする。

改定前(土工)

⑤-5 [本編]

別図5-1(1)

【標準埋戻・路盤断面】

主要地方道及び県道(車道)

主要地方道及び県道(歩道)

仮復旧	5cm
粒調碎石 (40-0)	22cm
再生クラッシャーラン (40-0)	30cm
再生クラッシャーラン 又は良質土	
砂または砂質土	管上10cm

本復旧	3cm
再生クラッシャーラン (40-0)	25cm
再生クラッシャーラン 又は良質土	
砂または砂質土	管上10cm

市道(車道:舗装幅員5.0m未満)

市道(車道:舗装幅員5.0m以上8.0m未満)

仮復旧	3cm
粒調碎石 (40-0)	12cm
再生クラッシャーラン (40-0)	30cm
再生クラッシャーラン 又は良質土 (CBR20以上)	
砂または砂質土	管上10cm

仮復旧	3cm
粒調碎石 (40-0)	14cm
再生クラッシャーラン (40-0)	34cm
再生クラッシャーラン 又は良質土 (CBR20以上)	
砂または砂質土	管上10cm

※ ポリエチレン管を布設する場合や、土質条件が配水管を布設するにあたり適当でないと認められる場合には、管防護の為に管下にも10cm、砂及び砂質土を敷くこととする。

改定後(土工)

⑤-6 [本編]

別図5-1(2)

【標準埋戻・路盤断面】

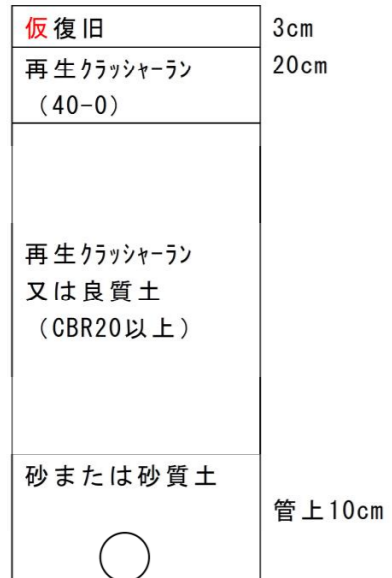
市道(車道:舗装幅員8.0m以上)

市道(車道・コンクリート)



市道(歩道)

砂利道



※ ポリエチレン管を布設する場合や、土質条件が配水管を布設するにあたり適当でないと認められる場合には、管防護の為に管下にも10cm、砂及び砂質土を敷くこととする。

改定前(土工)

⑤-6 [本編]

別図5-1(2)

【標準埋戻・路盤断面】

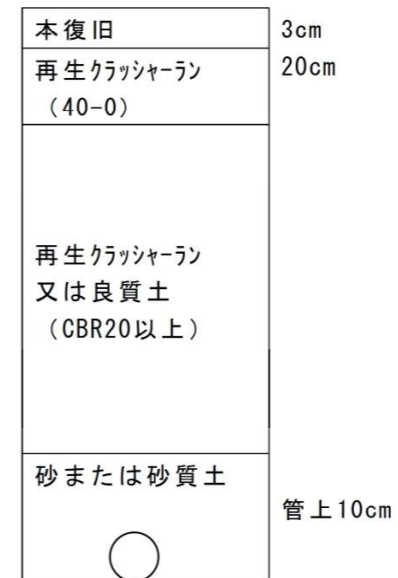
市道(車道:舗装幅員8.0m以上)

市道(車道・コンクリート)



市道(歩道)

砂利道

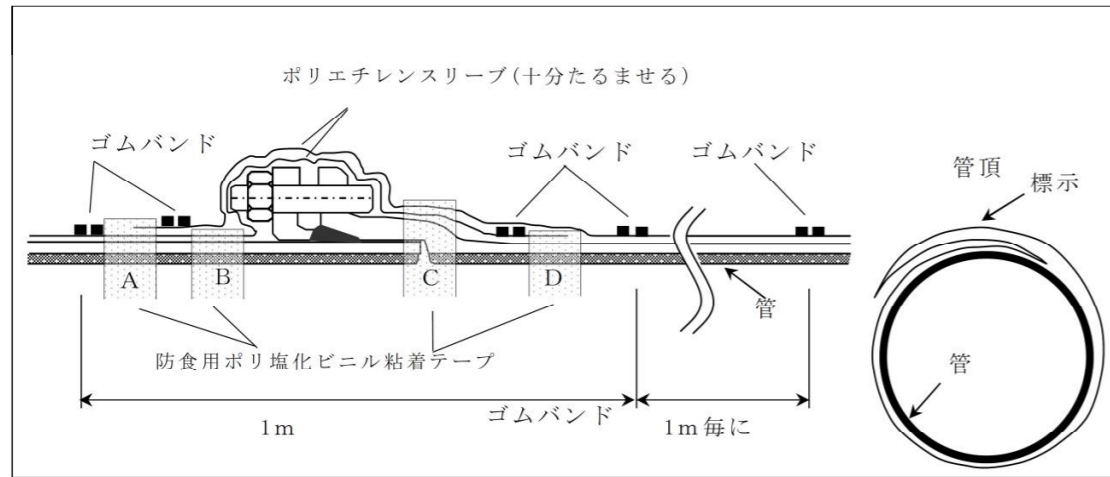
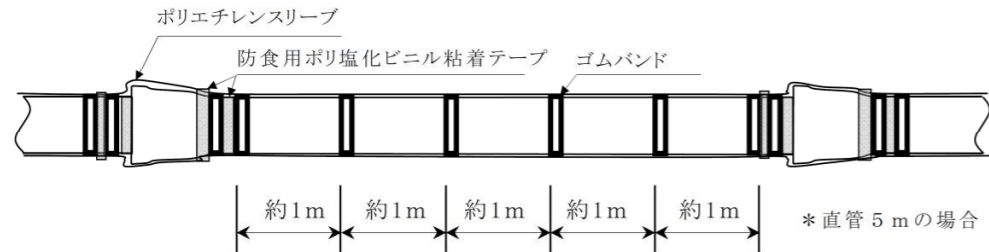


※ ポリエチレン管を布設する場合や、土質条件が配水管を布設するにあたり適当でないと認められる場合には、管防護の為に管下にも10cm、砂及び砂質土を敷くこととする。

改定後（管布設接合工）

⑦-5〔本編〕

ポリエチレンスリーブの施工については次の図及び「ダクトイル管用ポリエチレンスリーブ施工要領書」（日本ダクトイル鉄管協会）によること。



- ※ ポリエチレンスリーブは铸铁管に密着させ、折り重ね部（3重部）及び標示部を管頂にくるようにする。
- ※ 管の継ぎ手部分等においては、ポリエチレンスリーブを十分にたるませること。
- ※ ポリエチレンスリーブ端部となるA・D及びB・Cはゴムバンドの外、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープでしっかり固定し、地下水の浸入を防止すること。
- ※ 管路が傾斜している場合は、スリーブの継ぎ目から地下水等が流入しないように、流向に対して重ね合わせること。
- ※ 直管部は1m毎にゴムバンドで固定すること。
- ※ エポキシ樹脂粉体塗装の水道用ダクトイル铸铁管に用いる場合は「粉体塗装管」と表示されたポリエチレンスリーブを使用し、それ以外の場合は「粉体塗装管」を省略したポリエチレンスリーブを使用すること。

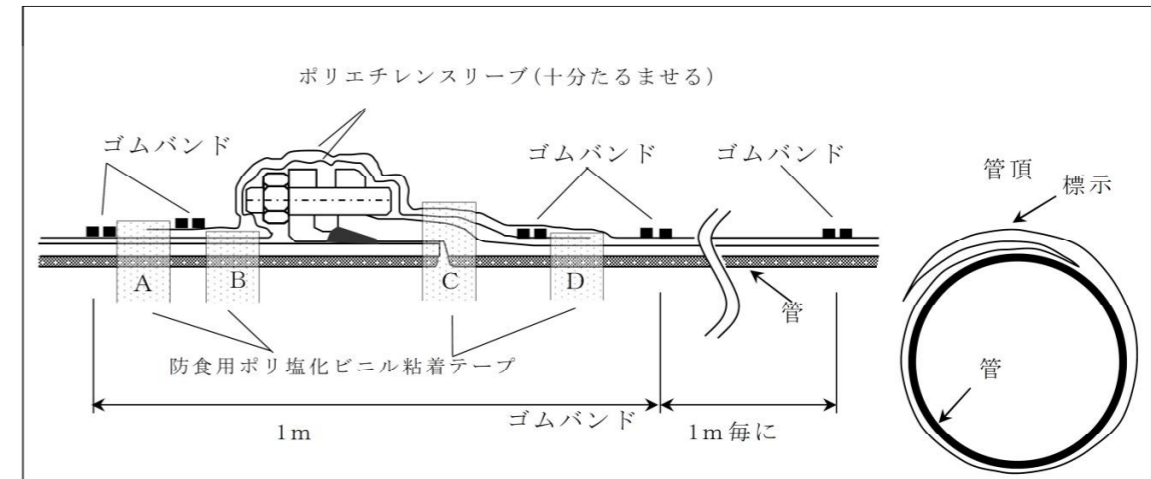
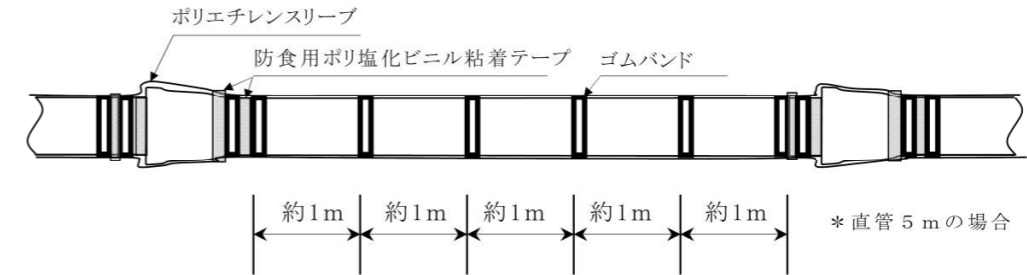
【施工例】



改定前（管布設接合工）

⑦-5〔本編〕

ポリエチレンスリーブの施工については次の図及び「ダクトイル管用ポリエチレンスリーブ施工要領書」（日本ダクトイル鉄管協会）によること。



- ※ ポリエチレンスリーブは铸铁管に密着させ、折り重ね部（3重部）及び標示部を管頂にくるようにする。
- ※ 管の継ぎ手部分等においては、ポリエチレンスリーブを十分にたるませること。
- ※ ポリエチレンスリーブ端部となるA・D及びB・Cはゴムバンドの外、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープでしっかり固定し、地下水の浸入を防止すること。
- ※ 管路が傾斜している場合は、スリーブの継ぎ目から地下水等が流入しないように、流向に対して重ね合わせること。
- ※ 直管部は1m毎にゴムバンドで固定すること。

【施工例】



改定後（管布設接合工）

⑩-5 [本編]

(掲示例：再生資源利用促進計画書－現場掲示用－)

再生資源利用促進計画書－現場掲示用－

1.工事概要

発注者の商号、名称又は氏名	法人番号	作成・更新年月日	令和 年 月 日
建設会社名	建設会社名	TEL	
会社所在地	会社所在地	工事責任者	

工事名

工事施工場所

工期

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2.建設副産物発生計画

建設副産物の種類	(1)発生量 単位・単位 ※発生量に区分	現場内利用 ②利用量 単位・単位 ※現場内利用量に区分	現場外搬出について		建設副産物発生 量 単位・単位 ※発生量に区分	3%現場内 留置分 単位・単位 ※発生量に区分	再生資源 利用促進率 ③(%)
			搬出先名称	搬出先場所住所			
コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン			0.000 トン	0.000 トン	0%
鉄筋コンクリート 構造物の破砕物	0.000 トン	0.000 トン			0.000 トン	0.000 トン	0%
コンクリート 管	0.000 トン	0.000 トン			0.000 トン	0.000 トン	0%
第一種 建設廃土	0.000 トン	0.000 トン			0.000 トン	0.000 トン	0%
第二種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第三種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第四種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第五種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第六種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第七種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第八種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第九種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第十種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%

※発生量と留置量、必要に応じて記載

※様式については以下URL参考（国交省ホームページ）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

- (1)掲示場所：公衆の見やすい場所
- (2)標識寸法：規定なし
- (3)掲示根拠：建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第九条の4
 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第八条の8

改定前（管布設接合工）

⑩-5 [本編]

(掲示例：再生資源利用促進計画書－現場掲示用－)

再生資源利用促進計画書－現場掲示用－

1.工事概要

発注者の商号、名称又は氏名	法人番号	作成・更新年月日	令和 年 月 日
建設会社名	建設会社名	TEL	
会社所在地	会社所在地	工事責任者	

工事名

工事施工場所

工期

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2.建設副産物発生計画

建設副産物の種類	(1)発生量 単位・単位 ※発生量に区分	現場内利用 ②利用量 単位・単位 ※現場内利用量に区分	現場外搬出について		建設副産物発生 量 単位・単位 ※発生量に区分	3%現場内 留置分 単位・単位 ※発生量に区分	再生資源 利用促進率 ③(%)
			搬出先名称	搬出先場所住所			
コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン			0.000 トン	0.000 トン	0%
鉄筋コンクリート 構造物の破砕物	0.000 トン	0.000 トン			0.000 トン	0.000 トン	0%
コンクリート 管	0.000 トン	0.000 トン			0.000 トン	0.000 トン	0%
第一種 建設廃土	0.000 トン	0.000 トン			0.000 トン	0.000 トン	0%
第二種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第三種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第四種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第五種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第六種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第七種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第八種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第九種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%
第十種 建設廃土	0.000 ㎥	0.000 ㎥			0.000 ㎥	0.000 ㎥	0%

※発生量と留置量、必要に応じて記載

※様式については以下URL参考（国交省ホームページ）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

- (1)掲示場所：公衆の見やすい場所
- (2)標識寸法：規定なし
- (3)掲示根拠：建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第八条の8

9. 週休2日工事

工事現場における週休2日工事 掲示の例

この工事は、盛岡市上下水道局が発注した週休2日工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に
取り組んでいます。

受注者 ○○建設株
電 話 0190-00-0000

工事現場における週休2日交替制工事 掲示の例

この工事は、盛岡市上下水道局が発注した週休2日交替制工事
です。
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交
替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設株
電 話 0190-00-0000

- (1) 掲示場所：公衆の見やすい場所
- (2) 標識寸法：規定なし
- (3) 掲示根拠：盛岡市週休2日工事実施要領（令和6年3月13日副市長決裁）

改定後(要領④)

要領④-4

(別表4-1) 管路記号一覧表

(1) 管路記号

記号	名称	記号	名称
DIPA	ダクタイトル鑄鉄管A形	SSP	波状ステンレス管
DIPK	ダクタイトル鑄鉄管K形	CIP	鑄鉄管
DIPSII	ダクタイトル鑄鉄管SII形	C IPL	鑄鉄管
DIPS	ダクタイトル鑄鉄管S形	SP	塗覆装鋼管
DIPNS	ダクタイトル鑄鉄管NS形	GP	亜鉛メッキ鋼管
DIPGX	ダクタイトル鑄鉄管GX形	SGP-PB	ポリエチレン粉黛ライニング鋼管
DIPS50	ダクタイトル鑄鉄管S50形	SGP-PD	内外綿被覆鋼管
DIPKF	ダクタイトル鑄鉄管KF形	ACP	石綿セメント管
DIPT	ダクタイトル鑄鉄管T形	VP	硬質ポリ塩化ビニル管
PP	ポリエチレン管(2層管)	HIVP	耐衝撃性塩化ビニル管
HPPE	高密度ポリエチレン管	LP	鉛管
SUS	ステンレス管		

(2) 継手記号

記号	名称	記号	名称
	A形継手		NS形継手
	A形継手(特殊押輪付)		NS形継手(ライナ付)
	K形継手		NS形移動防止金具
	K形継手(特殊押輪付)		GX形継手
	K形継手(離脱防止型特殊押輪(3DkN)付)		GX形継手(ライナ付)
	フランジ形継手		P-Link
	既設管継手部補強金具		G-Link
	SII形継手		S50形継手
	SII形継手(ライナ付)		S50形継手(ライナ付)
	S形継手		S50形継手(抜け止め押輪)
	KF形継手		切管マーク

(3) 弁栓類記号

記号	名称	記号	名称
	ソフトシール仕切弁		排水弁
	立型仕切弁		排水弁室
	バタフライ弁		減圧弁
	仕切弁室		計量装置
	ストップ弁		片落管
	空気弁(単口)		さや管(〇〇は管種を記入)
	空気弁(双口)		割T字管取り出し
	地上式消火栓(単口)		布設位置管末
	地上式消火栓(双口)		メカ栓
	地下式消火栓(単口)		フランジ蓋
	地下式消火栓(双口)		NS形栓
	逆止弁		GX形帽(突部のない切管にはG-Link使用)
			S50形栓

改定前(要領④)

要領④-4

(別表4-1) 管路記号一覧表

(1) 管路記号

記号	名称	記号	名称
DIPA	ダクタイトル鑄鉄管A形	SSP	波状ステンレス管
DIPK	ダクタイトル鑄鉄管K形	CIP	鑄鉄管
DIPSII	ダクタイトル鑄鉄管SII形	C IPL	鑄鉄管
DIPS	ダクタイトル鑄鉄管S形	SP	塗覆装鋼管
DIPNS	ダクタイトル鑄鉄管NS形	GP	亜鉛メッキ鋼管
DIPGX	ダクタイトル鑄鉄管GX形	SGP-PB	ポリエチレン粉黛ライニング鋼管
DIPS50	ダクタイトル鑄鉄管S50形	SGP-PD	内外綿被覆鋼管
DIPKF	ダクタイトル鑄鉄管KF形	ACP	石綿セメント管
DIPT	ダクタイトル鑄鉄管T形	VP	硬質ポリ塩化ビニル管
PP	ポリエチレン管(2層管)	HIVP	耐衝撃性塩化ビニル管
HPPE	高密度ポリエチレン管	LP	鉛管
SUS	ステンレス管		

(2) 継手記号

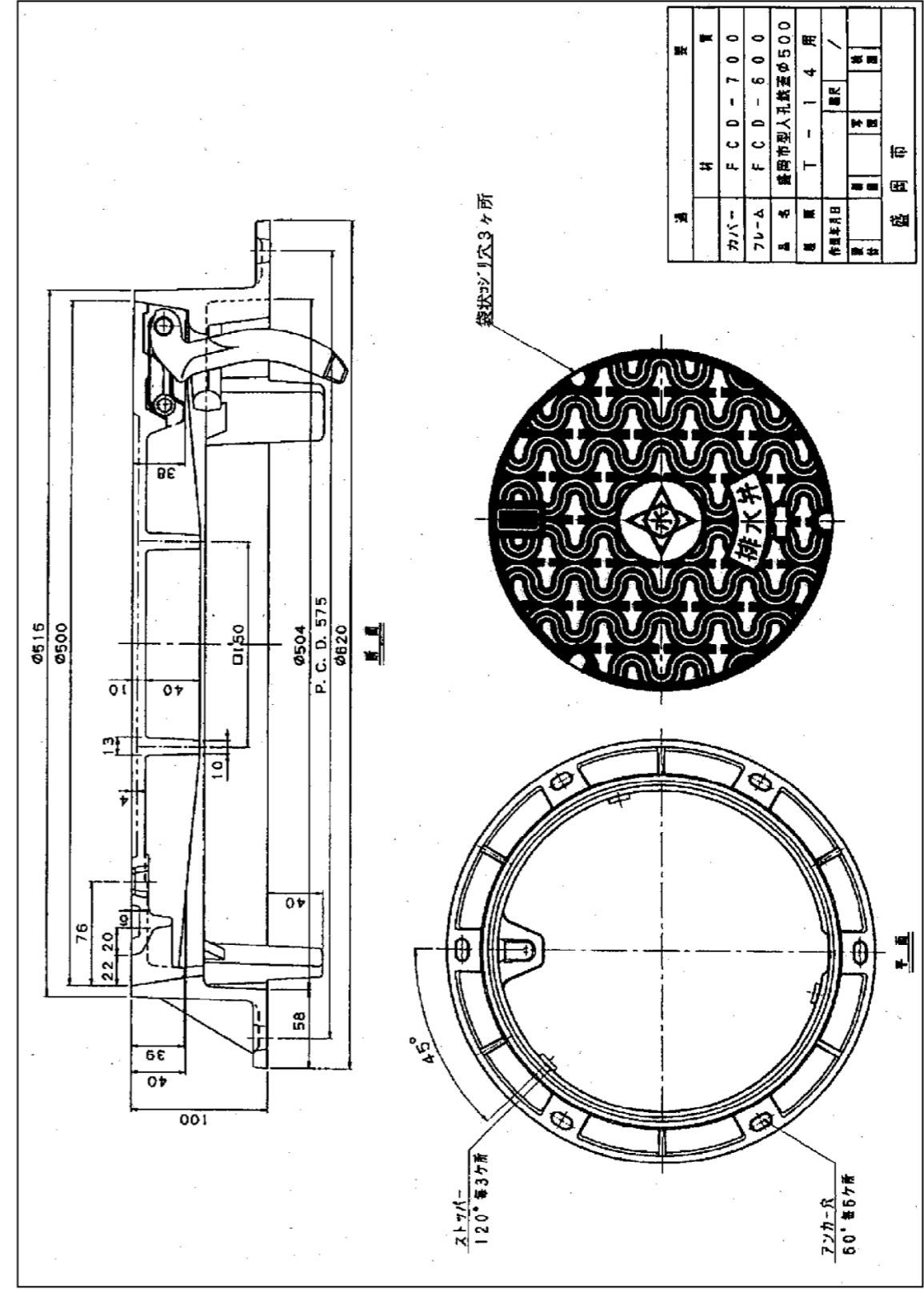
記号	名称	記号	名称
	A形継手		NS形継手
	A形継手(特殊押輪付)		NS形継手(ライナ付)
	K形継手		KF形継手
	K形継手(特殊押輪付)		NS形移動防止金具
	K形継手(離脱防止型特殊押輪(3DkN)付)		GX形継手
	フランジ形継手		GX形継手(ライナ付)
	既設管継手部補強金具		P-Link
	SII形継手		G-Link
	SII形継手(ライナ付)		S50形継手
	S形継手		S50形継手(ライナ付)
			S50形継手(抜け止め押輪)

(3) 弁栓類記号

記号	名称	記号	名称
	ソフトシール仕切弁		排水弁
	立型仕切弁		排水弁室
	バタフライ弁		減圧弁
	仕切弁室		計量装置
	ストップ弁		片落管
	空気弁(単口)		さや管(〇〇は管種を記入)
	空気弁(双口)		割T字管取り出し
	地上式消火栓(単口)		布設位置管末
	地上式消火栓(双口)		メカ栓
	地下式消火栓(単口)		フランジ蓋
	地下式消火栓(双口)		NS形栓
	逆止弁		GX形帽(突部のない切管にはG-Link使用)
			S50形栓

削除

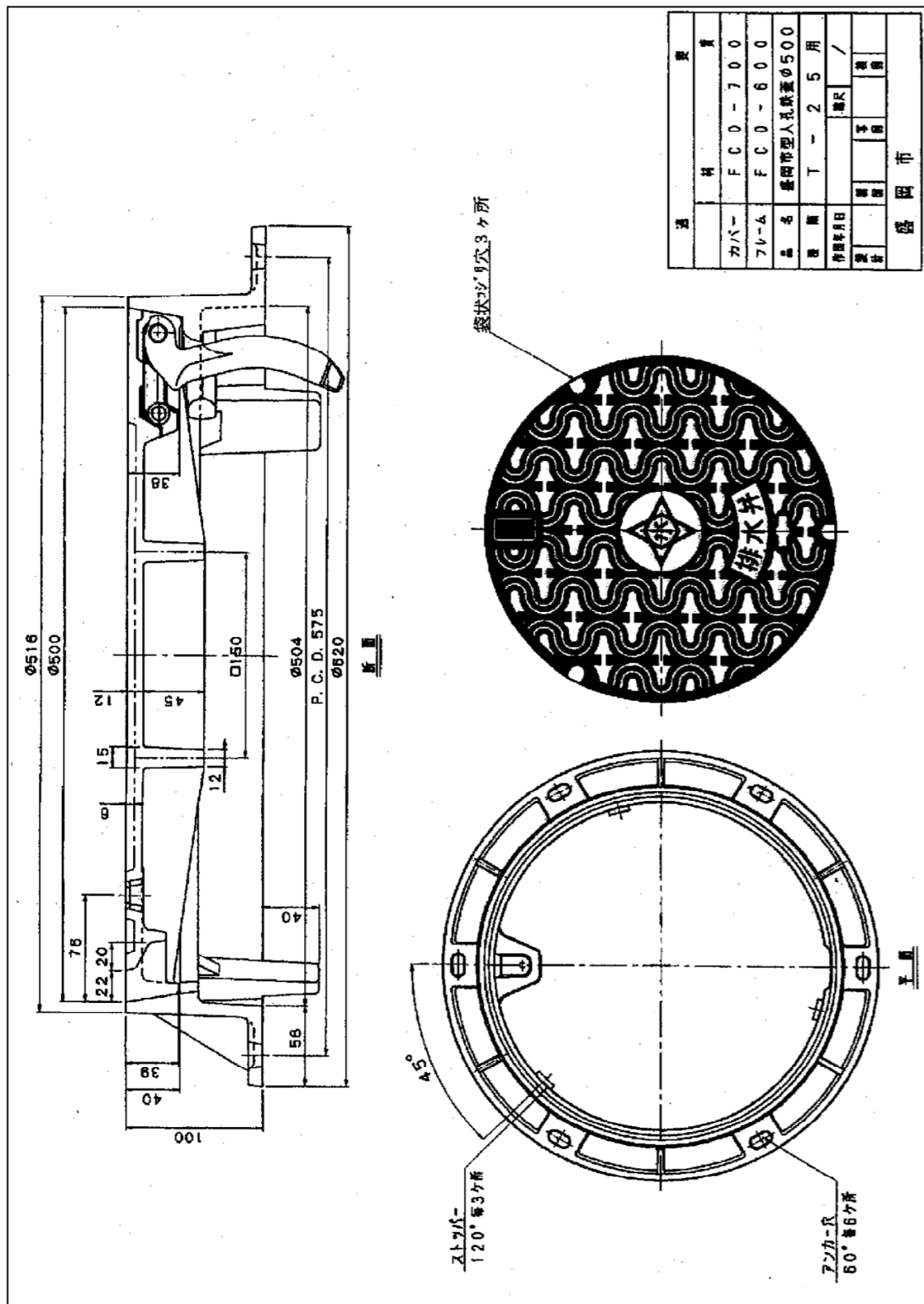
別図3-1 「鉄蓋標準図（T-14用）」



改定後(仕様書③)

仕様書③-2

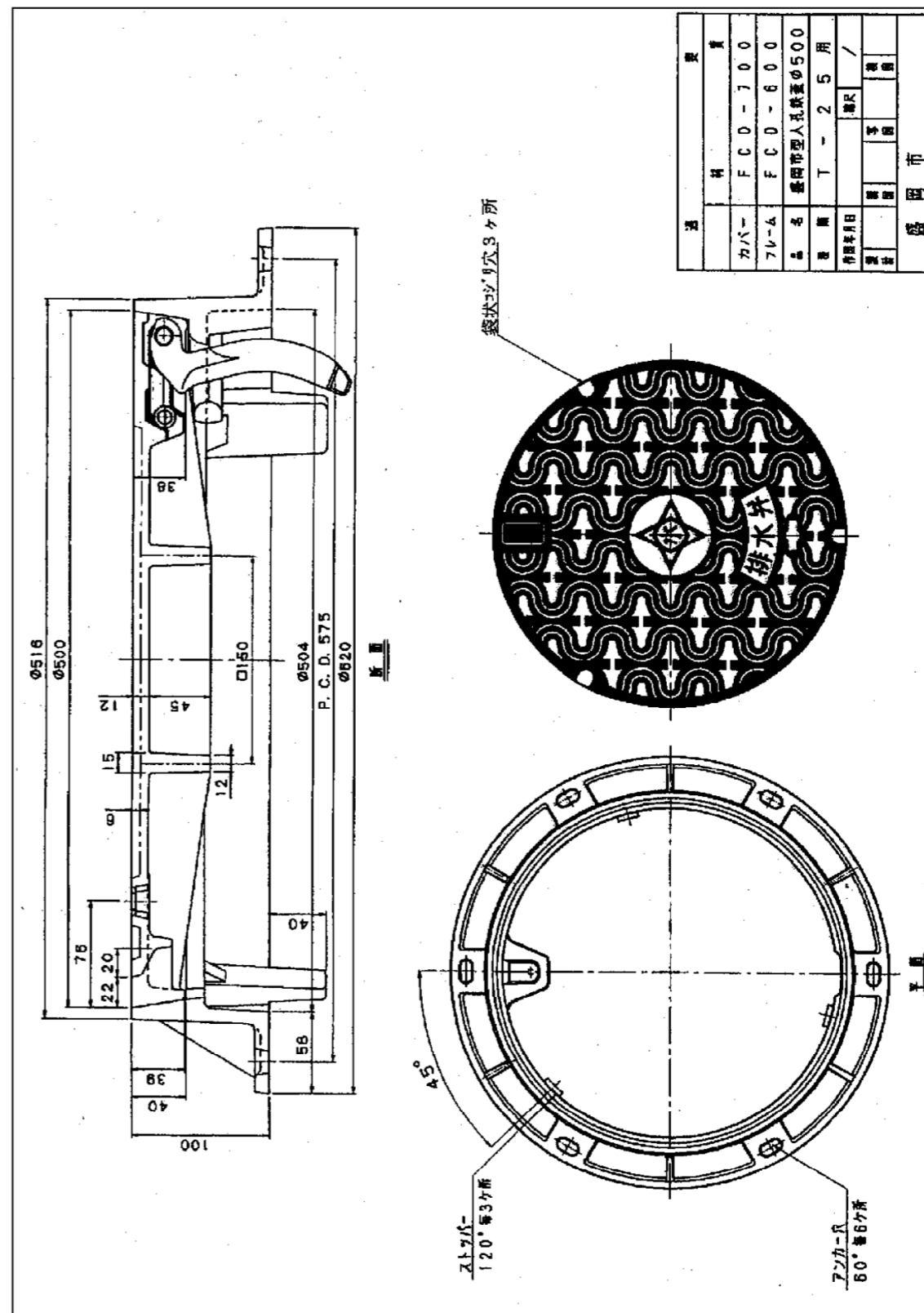
別図3-1「鉄蓋標準図(T-25用)」



改定前(仕様書③)

仕様書③-3

別図3-2「鉄蓋標準図(T-25用)」

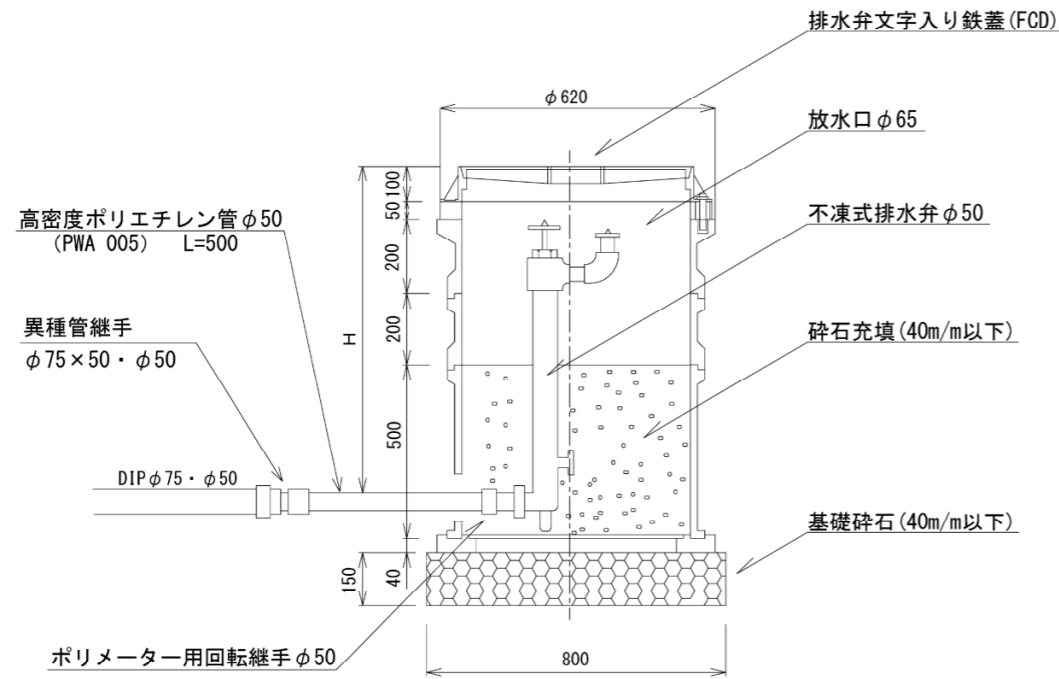


別図3-2 「弁室構造図」

弁室構造図

排水弁室

構造図はH=900mmの場合である。



別図3-3 「弁室構造図」

弁室構造図

排水弁室

構造図はH=900mmの場合である。

